

## 公益社団法人 日本放射線技術学会九州支部 学術支援事業規程

### 第 1 章 総 則

#### (目 的)

第 1 条 この規程は九州支部学術支援事業を遂行するにあたり、放射線技術学の発展に寄与する。

学術研究の公募とそれに対する表彰に関する諸条件について定める。

#### (適 用 範 囲)

第 2 条 この規程は九州支部学術支援事業として行う Research Award に関する応募資格ならびに表彰、公募ならびに選考の基準および方法などの必要事項について適用する。

#### (表 彰 の 対 象)

第 3 条 表彰の対象は九州支部 Research Award に応募された放射線技術学に関する学術研究のうち、九州支部学術選考委員会による選考を経て採択され、九州放射線医療技術学術大会、または日本放射線技術学会総会学術大会若しくは日本放射線技術学会秋季学術大会のいずれかでの演題発表が行われたものとする。

#### (表 彰 の 内 容)

第 4 条 表彰は原則として、表彰状および副賞（10 万円）とする。ただし、副賞は日本放射線技術学会誌または Radiological Physics and Technology (RPT) 誌への論文投稿が受理された場合に限る。

### 第 2 章 細 則

#### (応 募 資 格)

第 5 条 九州支部 Research Award への応募は次の各項を満たすものとする。

1. 九州支部会員（正会員）であること。
2. 過去に本研究支援事業の対象となっていないこと。ただし、共同研究者として参加した場合は除く。
3. 代表研究者は「九州支部 Research Award エントリーシート」を九州支部ホームページよりダウンロードし電子メールにて提出すること。
4. 別に定める研究助成金の申請を行い論文投稿の意志のある者については、同時に本賞への応募を行ったものとみなし、研究助成委員長は学術委員長へ申請書類を回付する。
5. 第 5 条 4 項に定める者が本研究支援事業の対象となった場合は、改めて九州支部 Research Award エントリーシートを提出すること。ただし、辞退した場合はこの限りではない。

#### (審 査 方 法)

第 6 条 九州支部 Research Award の選考および採択は次の各項に従うものとする。

1. 選考は九州支部学術選考委員会によって行い、審査結果を支部理事会に報告する。
2. 九州支部学術選考委員会の委員は以下の通りとする。

支部長

副支部長

学術委員長

支部長が認める者 若干名

3. 選考基準は新規性を重視し、論文化が期待できるものを選考する。
4. 年度内の採択件数は最大 2 件を上限とする。

5. 採択演題の公表は九州支部ホームページの会告にて行う。ただし、決定後直ちに応募者に通知する。

(研究発表)

第 7 条 九州支部 Research Award に選考された学術研究の研究結果の公表は次の各項に従うものとする。

1. 次年度の九州放射線医療技術学術大会または、日本放射線技術学会総会学術大会若しくは日本放射線技術学会秋季学術大会にて演題発表を行う。
2. 演題発表から半年以内に日本放射線技術学会誌に論文投稿を行う。もしくは、1 年以内に RPT 誌へ論文投稿を行う。
3. 論文投稿は原著、臨床技術などの区分を問わない。ただし査読のある形式とする。
4. 災害・感染症の流行等のやむを得ない事情により学術大会の開催が延期または中止となった場合は、九州支部学術選考委員会の選定する学術大会にて研究結果の報告を行う。

(表彰の実施)

第 8 条 表彰の実施においては次の各項に従うものとする。

1. 表彰は次年度の九州放射線医療技術学術大会期間中に公開の場で行うものとする。ただし、第 7 条第 1 項及び第 2 項を満たさない場合は、表彰を行わない。
2. 副賞の授与は、投稿した論文誌の編集長から受理のメールの写しの提出をもって決定する。
3. 副賞の授与が次年度表彰に間に合わない場合は、その翌年度以降の九州放射線医療技術学術大会期間中に公開の場で副賞を授与する。
4. 副賞の授与が代表研究者の所属施設の規程に違反する場合は、代表研究者の自由意志により授与を辞退することができる。
5. 表彰者ならびに表彰の概要を九州支部誌に掲載し、広く会員に広報する。
6. 表彰に要する費用は一般会計の年度予算より支出する。ただし、旅費は含まない。

付 則

1. この規程は九州支部理事会の議決により改訂することができる。
2. 本規定は 2023 年事業より適用する。
3. 2025 年 3 月 1 日 一部改訂